



埼玉県報

号外第 8 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 31 日
月曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし（税務課）

条例

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（税務課）

一 趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、適用期限を二年延長する等の改正を行う。

二 内容

（一） 不動産取得税

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、適用期限を二年延長する。

（二） 自動車税（環境性能割）

ア バリアフリー化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、適用期限を二年延長する。

イ 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、適用期限を二年延長する。

（三） その他

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

令和七年四月一日

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二十九号

（埼玉県税条例の一部改正）

第一条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項中「いう。以下この条」の下に「及び次条第一項」を加える。

第四十六条の二第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四十六条の二十四第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第十三条中「附則第九条の二第一項」を「附則第八条第一項」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「附則第九条の二第二項」を「附則第八条第二項」に改める。

附則第二十二条の五第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

（埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第三十一条第一項第一号ロ（八年新条例附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

3 新条例第四十六条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税の環境性能割に関する経過措置）

4 令和六年四月三十日までに取得された第一条の規定による改正前の埼玉県税条例附則第二十二条の五第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。